

別添 1

(平成19年4月1日以後競争入札審査会案件適用)

入札公告例【事前審査方式・価格競争・紙入札 - 公告・説明書統合版】

(本説明例については、原則的なことを例示しているので、実施については個々の案件により適宜、修正・追加・削除を行うこと。)

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号)第62条の規定により公告します。

平成 年 月 日

三重県知事

1 入札に付する工事概要

(1) 工事番号及び工事名

平成 年度第 号
建設工事

(2) 工事場所

市 町 番 号

(3) 工事概要

(4) 工期

契約締結日から 日間(契約締結日から平成 年 月 日まで)

(5) 使用する主要な資機材

m m² %、 m t

(6) 予定価格

円(消費税及び地方消費税を含む)

(7) 契約後VE方式工事【指定する場合】

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事です。

(8) 競争参加資格事後審査方式

本工事は、競争参加資格のうち建設業許可等の基本項目を入札前に審査し、工事実績等を開札後に審査する事後審査方式の工事です。

2 競争参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、公告日から落札決定日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たしている者としします。【ただし、(4)については、入札日の前日までに登録されていれば足りません。】

(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による 工事の建設業者【または特定建設業者】であること。

(2) 建設業法第27条の23の規定による経営事項審査(審査基準日は平成 年10月1日から平成 年9月30日の間とします。ただし、この期間に審査を受けていない者にあつては、直近のもので可。)を受審し、 内に本店を有し、かつ、主たる営業所を有する三重県建設工事発注標準に定める 工事の ランクの者で、平成 年度以降(過去10年間)に元請けとして単独又は共同企業体の構成員(出資比率20%以上のものに限り、以下同じ。)として、国の機関(公社、公団、事業団などのその他政令で定める法人を含みます。以下同じ。)・県・市町村及びコリンズ登録された公益民間法人企業(交通(鉄道、空港) 資源・エネルギー(電気、ガス、石油) 通信会社等)の発注する本工事と同種工事(工事。以下同じ。)の施工実績を有する者。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 本工事に、建設業法第26条及び同法施行令第27条の規定による主任技術者又は監理技術者で次の基準を満たす者を【専任で】配置できること。
- ア 三重県公共工事共通仕様書1-1-6の規定による主任技術者又は監理技術者
- イ 平成 年度以降(過去10年間)に元請けとして単独又は共同企業体の構成員として、本工事と同種工事の施工経験(『主任技術者又は監理技術者』若しくは『平成16年4月1日以降発注の公共工事において、主任技術者としての資格を有し、全工事期間中、工事に従事した現場代理人(コリンズ登録済者に限る)』としての経験。)を有すること。【求める場合】
- ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有すること。ただし、平成16年3月1日以降に交付された監理技術者証を有する者は、監理技術者講習修了証を有すること。
- エ 本件の競争参加確認申請書の受付最終日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があつた場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなします。
- (6) 工事の施工計画が適切である者であること。【施工計画審査型の場合】
- (7) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領による資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
- (8) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、一般競争(指名競争)入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (10) 本工事の設計業務の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関係がある者でないこと。
- (11) 建設業退職金共済制度に加入している者であること。
- (12) JISQ9001:2000(ISO9001:2000)を次の条件で認証取得している者であること。【ISO認証取得を求める場合】
- ア 認証されている事業活動が、本件工事内容に一致していること。
- イ (財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証をしている認定機関に認定されている審査登録機関から認定されていること。
- ウ 本工事を実際に施工する組織が、当該適用規格を認証取得していてもよいものとします。

3 入札手続等

- (1) 設計図面並びに仕様書の配付等
- ア 設計図面並びに仕様書(以下「設計図書等」といいます。)は次のとおり閲覧に供します。
 なお、一部の資料については、三重県入札情報サービスのホームページからもダウンロードしていただけます。
 三重県入札情報サービスのホームページアドレス <http://www.cals.pref.mie.jp/>
- (ア) 閲覧期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの午前 時 分から午後 時 分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
- (イ) 閲覧場所 市 町
 事務所 室 課
 電話 - -
- イ 設計図書等の複写を希望する者は、次のとおり配付します。
- (ア) 申込方法 事務所 室 課に申請書提出時に書面にて申し込むものとします。
- (イ) 配付時期 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの午前 時 分から午後 時 分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
- (ウ) 配付場所 〒 - 市 町
 (実費 円必要)

電話 - -

- (2) 設計図書等に対する質問がある場合には、次のとおり書面(様式第7号)により提出するものとします。

なお、入札に関する質問は、書面でのみ受付け、電話・口頭など個別では受けません。

ア 質問の提出

- (ア) 提出期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの午前 時 分から午後 時 分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

- (イ) 提出場所 市 町
事務所 室 課

電話 - -

- (ウ) 提出方法 書面は持参によるものとし、郵送及び電送によるものは受け付けません。

イ 質問に対する回答

- (ア) 回答方法 閲覧に供することにより回答します。

- (イ) 閲覧期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの午前 時 分から午後 時 分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

- (ウ) 閲覧場所 入札情報サービス及び、

〒 - 市 町
事務所 室 課

電話 - -

(3) 競争参加資格の確認

入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」といいます。)及び以下の添付資料を書面により提出して、競争参加資格の確認を受けなければなりません。

おって、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

ア 添付資料

- (ア) 3の(2)に定める同種工事の施工実績

- (イ) 3の(5)に定める配置予定の主任技術者等の資格・工事経験

- (ウ) 3の(12)に定める認証取得に関する資料

イ 受付

- (ア) 提出期間 平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの午前 時 分から午後 時 分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

- (イ) 提出場所 〒 - 市 町
事務所 室 課

電話 - -

- (ウ) 提出方法 郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けません。

(4) 添付書類の内容及び提出時期

競争参加資格確認の添付書類はアからカとし、その内容は次のとおりとします。

ア 同種工事の施工実績〔様式第2号〕

平成 年度以降(過去10年間)に、本件工事と同種工事を完成し、かつ、引渡し済みの工事を記載すること。

なお、記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。

イ 配置予定の主任技術者等の資格・工事経験〔様式第3号〕

配置予定技術者等の資格、経歴、平成 年度以降(過去10年間)の同種の工事の経験を記載すること。なお、複数の配置予定技術者を記載することができます。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請の取り下げを行うこと。他の工事を落札したにもかかわらず入札をした場合においては、資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を行う場合があります。

なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写しを添付すること。(ただし、平成16年3月1日以降に交付された監理技術者資格者証を有する場合は監理技術者講習終了証の写しも併せて

添付すること)。

また、配置予定技術者が本件の競争参加資格確認申請書の受付最終日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあることを証する書類(監理技術者資格証の写し、又は事業所名と雇用期間が明記されている健康保険被保険者証等の写しなど)を添付すること。

ウ 施工計画〔様式第4号〕〔施工計画審査型に限り〕

工法の施工方法等技術的事項についての所見を記載すること。

エ 経営事項審査結果通知書の添付

建設業法第27条の23に規定する経営事項審査結果通知書の審査基準日が平成 年10月1日から平成 年9月30日の間の通知書の写しを提出すること。

ただし、この期間に審査を受けていない者にあつては、直近のもので可。

オ 三重県内に本店、支店、営業所、出張所等を有することを証明する書類(三重県内の県税事務所が発行する法人県民税・法人事業税に係る納税証明書。ただし、三重県内の本店、支店、営業所、出張所等で三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者については、この提出を要しません。)

カ 2の(12)に定める認証取得に関する資料

a 当該適用規格の認証取得を示す登録証の写し

b 本工事を担当する組織が、認証対象となっている組織に含まれることを示す書類

c 認証取得している事業活動が、本件工事の内容に一致していることを示す書類

なお、b及びcは、aの登録証の写しによってその内容が確認できる場合には、この限りではありません。

(5) 2の(10)に定める本工事の設計業務の受託者及び受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者とは、次の各号に該当する者とします。

ア 本工事の設計業務の受託者

設計株式会社

イ 受託者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者に該当する者

(ア) アに掲げる受託者の発行済株式総数の50%を越える株式を保有し、又はその出資の総額の50%を越える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(6) 競争参加資格の確認結果は平成 年 月 日()までに通知します。

(7) 競争参加資格確認申請にかかる注意事項

ア 申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

イ 提出された添付書類は、本件工事の競争参加資格の確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。

ウ 提出された添付書類は返却しません。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。

オ 申請書及び添付書類の提出に関する問い合わせ先は次のとおりとします。

(ア) (1)、(2)、(3)及び(4)の工、オ、カ、

事務所 室 課

電話 - -

(イ) (4)のア、イ、ウ

事務所 室 課

電話 - -

(8) 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、次のとおり説明を求めることができます。

ア 提出場所 競争参加資格がないと認められた通知を受領した日から平成 年 月 日() 時までの午前 時 分から午後 時 分まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

イ 提出場所 市 町

事務所 室 課

電話 - -

ウ 提出方法 説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。なお、書面（様式は自由）は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

エ 回答方法 説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(9) 入札方法

入札に当たっては、以下に示すほか、別に配布する入札心得書によります。

ア 入札書は書面により持参又は郵送（書留郵便に限ります。）すること。

イ 入札執行回数は、1回を限度とします。

ウ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

(10) 入札書提出の日時及び場所

ア 持参の場合

(ア) 入札日時 平成 年 月 日() 時 分から

(イ) 入札場所 〒 - 市 町

電話 - -

(ウ) その他 本工事に係る競争参加資格確認通知書（写しも可）を提示すること。

イ 郵送の場合は、平成 年 月 日() 時 分までに下記に必着のこと。

〒 - 市 町
事務所 室 課

電話 - -

ウ 入札書の撤回、差し替え、再提出は認めません。

(11) 開札の日時及び場所

ア 日時 入札書の提出後、直ちに行ないます。

イ 場所 (10)のアの(イ)に同じです。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県建設工事執行規則（以下「執行規則」といいます。）第7条各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

イ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、三重県会計規則（以下「会計規則」といいます。）第75条第2項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証書を提供することにより契約保証金の納付に代えることができます。

また、会計規則第75条第4項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証委託契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除します。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額または保険金額は契約金額の10分の3以上となります。

(ア) 特定建設工事共同企業体で契約金額が5億円以上のとき。

(イ) 会社更生法又は民事再生法に基づく会社更生手続開始等が一般競争（指名競争）入札参加資格の再調査による認定を受けているとき（裁判所が更生計画等認可を決定するまでの間に限る）。

(ウ) 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額で契約するとき。

(2) 工事費内訳書の提出

ア 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。提出のあった工事費内訳書が次の各号のいずれかに該当する者の入札については、会計規則第71条の規定により無効とします。また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とする場合があります。

- (ア) 工事費内訳書を提出しないもの
- (イ) 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないもの
- (ウ) 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

[注] 端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなします。

- (エ) 記載すべき項目が欠けているもの
- (オ) その他不備があるもの
- イ 工事費内訳書の様式は、様式第5号の別紙によります。記載内容は、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- ウ 工事費内訳書は返却しません。
また、工事費内訳書の提出については、契約上の権利・義務を生じるものではありません。
- エ 工事費内訳書の差し替え、再提出は認めません。

(3) 納税確認

下記のア、イによる納税確認書等(発行日から起算して6ヶ月以内のものに限る。)の提示がないと、当該入札等には参加できません。

ア 県内に本店を有する事業者

- ・すべての県税[納税確認書] = 所管県税事務所発行[無料]
- ・消費税及び地方消費税[納税証明書その3未納税額のないこと用] = 所管税務署発行[有料]

イ 県外に本店を有する事業者

- ・すべての県税[納税確認書] = 所管県税事務所発行[無料] 県内に営業所等を有する場合のみ
- ・消費税及び地方消費税[納税証明書その3未納税額のないこと用]
= 所管税務署発行[有料] 本社分について

(4) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに会計規則第71条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、競争参加確認申請日から開札日(落札者の決定)までの間において、三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を受けている者及び2の各号に掲げる資格のないものは、競争に参加する資格のない者に該当します。

(5) 落札者の決定

ア 会計規則第65条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合があります。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によりくじにより落札者を決定します。

ウ 落札者を決定したときは、入札会場で開札の立ち会い者に発表します。

エ 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格を下回った入札が行われた場合にあっては、落札決定を保留し、落札者は後日、三重県低入札価格調査実施要領に基づく調査後決定するものとします。

なお、調査基準価格を下回った調査対象者全てに対し、入札後速やかに「三重県低入札価格調査マニュアル」に基づく調査資料の提出を求めます。

オ 三重県建設工事等の談合情報対応マニュアル第1の1の(エ)に該当する場合で、入札の結果、談合情報どおりとなった場合には、落札決定を保留し、マニュアルに基づく調査を実施します。

(6) 請負代金毎月部分払

次のいずれかに該当する場合は、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領に基づき、工事請負代金毎月部分払の対象となります。この場合、前払金を支払う限度額は契約金額の10分の4の額とし、支払い額については、契約時に10分の1の額を、その後出来高に応じ分割払いするものとします。

- ア 三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額で契約するとき。
- イ 特定建設工事共同企業体又は経常建設工事共同企業体が行う工事で、契約期間中に当該構成員のいずれかが会社更生法又は民事再生法の適用を受けた場合。

なお、イに該当する場合にあっては、請負契約書第40条の債務負担行為に係る契約の前金払いの特例が、当該会社更生法、民事再生法の適用申請を行った、又は適用を受けた次年度以降も引き続き行われる場合は、前払い金を支払う限度額は翌会計契約金額の10分の4の額とし、支払い額については、当該会計年度の出来高予定金額を越えたときに10分の1の額を、その後の出来高に応じ分割払いするものとします。

(7) 専任担当技術者の追加配置

三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額で契約する場合は、建設業法上の専任技術者のほかに主任技術者もしくは監理技術者としての資格を有する専任の技術者1名を担当技術者として追加し工事現場に配置しなければなりません。

(8) 落札の失効

落札者が決定された日から30日以内に契約書(【議会案件の場合】仮契約書)を提出しないときは、会計規則第77条の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

(9) 議会議決案件【議会案件の場合】

本工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年三重県条例第9号)に基づく三重県議会の議決を要しますので、落札決定後、落札者と仮契約を締結し、三重県議会の議決を得た後に、本契約を締結します。

落札決定後、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始申立てがなされた場合には、当該請負者の施工能力等(施工計画、資金計画等を含む)を判断し、仮契約を解除できるものとします。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は資格(指名)停止を受けた場合、仮契約を解除することがあります。

なお、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合には、落札決定を保留し又は仮契約もしくは本契約の締結を保留します。

- ア 資格(指名)停止措置基準の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合
- イ 資格(指名)停止措置基準の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けた場合
- ウ 資格(指名)停止措置基準の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

(9) 契約の締結【議会案件でない場合】

落札決定後、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始申立てがなされた場合には、当該請負者の施工能力等(施工計画、資金計画等を含む)を判断し、契約を締結しないことがあります。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は資格(指名)停止を受けた場合、契約を締結しないことがあります。

なお、下記のいずれかに該当する事実を確認した場合には、落札決定を保留または本契約の締結を保留します。

- ア 資格(指名)停止措置基準の別表第2-1「贈賄」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合
- イ 資格(指名)停止措置基準の別表第2-2「独占禁止法違反行為」に該当する容疑で犯則調査を受けた場合
- ウ 資格(指名)停止措置基準の別表第2-3「競売入札妨害又は談合」に該当する容疑で強制捜査を受けた場合

(10) 契約後V E方式工事【指定する場合】

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができます。

提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要と認められる場合には請負代金額の変更を行うものとします。詳細は特記仕様書によります。

(11) 支払条件

ア 前払いの割合

契約金額の10分の4以内とします。ただし、三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額での契約の場合には、10分の1以内とします。

なお、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合における前払金の支払いについては、契約時に10分の1の額を、その後出来高に応じ分割払いするものとします。

イ 部分払いの割合及び回数

部分払いの割合は、会計規則第52条の規定による範囲内とし、回数は次のとおりとします。ただし、三重県建設工事請負代金毎月部分払実施要領第3条で定める毎月部分払の対象となった場合には、同要領第4条に定める回数以内とします。

(ア) 契約金額5千万円未満のもの 1回以内

(イ) 契約金額5千万円以上1億円未満のもの 2回以内

(ウ) 契約金額1億円以上2億円未満のもの 3回以内

(エ) 契約金額2億円以上のもの 3回に契約金額1億円に1億円を増すごとに、1回を加えた回数以内

(12) 変更契約

契約後の設計変更に際しては、当初の請負比率で変更請負額を算定します。

(13) 工事实態調査

三重県低入札価格調査実施要領第3条で定める調査基準価格に満たない額での契約の場合には、工事实態調査を実施する場合がありますので協力をお願いします。

(14) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合の応募制限

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者として競争参加資格確認の申請ができる三重県発注の工事案件数は3件までとします。

(15) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。

(16) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある者は、指定した発注機関に対して苦情申立てを行うことができます。

(17) 火災保険付保険の要否

要

(18) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(19) 契約書作成の要否

要

(20) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無。

無

(21) 申請書及び添付書類に虚偽の記載をした場合には、三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により、資格(指名)停止を行います。

(22) 本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。

(23) 本公告に関する問い合わせ先

〒 - - 市 町

事務所 室 課

電話 - -

